

ID: 290

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町簡易水道事業給水条例 第24条		
例規番号	平成17年条例第159号		
<p>【根拠条文】 (手数料) 第24条 加入手数料は、新規に給水装置を新設しようとする者から徴収する。 2 加入手数料は、加入許可書と同時に発行する納入通知書により指定する期日までに納入しなければならない。 3 加入手数料の額は、別表第4のとおりとする。 4 別表第2の施設の水質検査料等は、町長が別に定める額を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日